



対 = 対象 (特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日 = 日時・日程 場 = 会場 日 = 当日直接会場へ 講 = 講師
費 = 費用 (特記ない場合、無料) ほ = ほかの情報 (「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象)
申 = 申込方法 (特記ない場合、発行日時時点で申込可) 問 = 問合せ先
HP = 区のホームページ (右記二次元コード) から申込可 (※はスマートフォン不可) HPQ 0000 = 区のホームページ検索バーへの番号入力力でページを表示



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100

令和5年度 補正予算が成立しました

第2回区議会定例会において、令和5年度世田谷区一般会計第2次補正予算が、可決・成立しました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対応や物価高騰対策、保育所等保育料の第2子無償化や都補助金を活用した妊婦健康診査における超音波検査費用助成の拡充等、速やかに対応すべき施策について、補正を行いました。

※補正予算書及び補正予算概要は、区のホームページからご覧になれます。

●一般会計予算額

△はマイナスを表します

補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
3660億7515万円	△12億6343万円	3648億1172万円

※特別会計の補正は、今回はありませんでした。

※表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

問 財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011

世田谷区公契約条例とその取組み

この条例は、区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務等を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、地域経済の活性化、区民福祉の向上を図ることを目的としています。

この条例に基づき、区長の附属機関である「世田谷区公契約適正化委員会」からの意見も踏まえて、以下の取組みを実施しています。

●労働報酬下限額

予定価格が一定額以上の公契約において事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額として、「労働報酬下限額」を定めています。現在、工事請負契約では都の公共工事設計労務単価の85%相当額、委託業務等の契約では1時間あたり1230円となっています。

●労働条件確認帳票

予定価格50万円超の契約の締結にあたり、事業者の皆さんに労働条件確認帳票の提出をお願いしています。公契約に従事する労働者の賃金や労働時間等の労働条件が適正であることを確認しています。帳票はどなたでも経理課や教育総務課の窓口で閲覧できます。

●世田谷区建設工事総合評価方式入札

条例の趣旨を反映させ、ダンピングを防止し、品質と価格のバランスを競う入札をめざす、建設工事総合評価方式入札を4年度から試行実施しています。

●変動型最低制限価格制度

委託契約において過度な低価格入札を抑止し、効果的なダンピング対策を実現できるよう、変動型最低制限価格制度を5年度から実施しています。

問 経理課 ☎5432-2965 FAX5432-3046 区HPQ 196799



「世田谷区無電柱化推進計画(中間見直し)(素案)」にご意見をお寄せください

区HPQ 9865



～区のホームページから閲覧・提出ができます

無電柱化のさらなる推進に向け、「世田谷区無電柱化推進計画(中間見直し)(素案)」を取りまとめました。

閲覧場所／区のホームページ(前記二次元コード)、土木計画調整課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館

提出期限／8月7日(必着)

提出方法／●区のホームページ(前記二次元コード)から

●①ご意見・ご提案②住所または勤務先・通学先の所在地・名称③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記した書面をファクシミリ、郵送または持参で土木計画調整課(〒158-0094 玉川1-20-1 ☎6432-7956 FAX6432-7993)へ ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。

意見の公表／6年3月(予定)

令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

ひとり親世帯とひとり親世帯以外で要件が分かれています。また、申請が必要な場合があります。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

問 ひとり親世帯の方＝総合支所子ども家庭支援課(世田谷☎5432-2311 FAX5432-3034、北沢☎6804-7526 FAX6804-9044、玉川☎3702-1792 FAX3702-1336、砧☎3482-1344 FAX6277-9721、烏山☎3326-9864 FAX3308-3036)、ひとり親世帯以外の方＝子ども家庭課☎5432-2577 FAX5432-3081 区HPQ 203805 区HPQ 203468

7月1日から電動キックボードに関する新たな交通ルールが始まりました

電動キックボードは、7月1日から車両の区分が①一般原動機付自転車②特定小型原動機付自転車③特例特定小型原動機付自転車に変わりました(一部例外車両あり)。自身の電動キックボードがどの車両区分に該当するか必ず確認し、交通ルールを守って安全運転をお願いします。

また、ナンバープレートの取付け、自賠責保険への加入も忘れずに行ってください。

●特例特定小型原動機付自転車で歩道通行が可能となる条件

右図の標識がある歩道では規制が緩和され、時速6*メートル以下の速度で歩行者に配慮し、歩道通行が可能です。標識がない歩道の通行は道路交通法違反となりますのでご注意ください。



普通自転車等及び歩行者等専用▶

問 交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996 区HPQ 195856

自転車用ヘルメットの購入費用の補助を予定しています

改正道路交通法の施行に伴い、自転車用ヘルメット(安全基準を満たすものに限る)の購入に対して2000円の補助を予定しています。

開始時期／7月下旬(予定) ※区HPQ 204685 等でお知らせします。

対 区内在住の方(購入時に本人確認できるものを提示)

手続方法／申請書を記入し、事業協力店での補助開始以降における購入で、2000円引き

備 1万個分の補助がなくなり次第終了。事業協力店を募集しています。

問 交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996 区HPQ 204685



せたがやPayで月最大1万円分ポイント還元「夏のポイントアップ」キャンペーン実施中

継続的な物価上昇に対する消費喚起、売上向上支援を目的に、「せたがやPay」を活用した「夏のポイントアップ」キャンペーンを実施しています(実施:世田谷区商店街振興組合連合会)。

実施期間 7月1日(土)～8月31日(木) ※予算上限に達し次第、事前予告なしに早期に終了する場合があります。

キャンペーン内容 決済額の最大20%分のポイントを還元 ※店舗によって還元率が異なります(0%・10%・15%・20%)。

ポイント付与上限額 1人あたり月1万ポイント

※チャージ額(コイン)を使用して決済した場合に付与されます。※1ポイント=1円分相当です。

※付与されたポイントの有効期限は付与日から6か月後の月末です。

備 利用方法や対象店舗、店舗ごとの還元率等詳しくは、せたがやPayアプリ等をご覧ください。

担当=商業課

せたがやPay公式サイト
(アプリのダウンロードもこちらから)▶



問 せたがやPay事務局(世田谷区商店街振興組合連合会) ☎050-3647-3205(平日午前10時～午後5時) 問合せフォーム(前記二次元コード)